

平成25年2月25日

各位

会社名 株式会社 イトヨーギョー
代表者名 代表取締役社長 畑 中 浩
(コード番号 5287 大証二部)
問合せ先 取締役管理部長 霞 良 治
(TEL 06-4799-8850)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成24年12月4日付「訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました神戸設備工業株式会社（以下、「控訴人」という）より提起されておりました訴訟（控訴）について、平成25年2月25日に控訴人との間で訴訟上の和解をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 和解の相手方（控訴人）

- (1) 名称 神戸設備工業株式会社
- (2) 所在地 神戸市灘区友田町四丁目1番2号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 伊藤 泰博

2. 控訴の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成4年より賃借してきた友田町ビル（賃貸人 控訴人）を平成23年4月30日付で退去すべく、平成22年7月23日付で、控訴人に対して本件賃貸借契約を更新しない旨の意思表示を行ったところ、同社は、当社の更新拒絶に特約違反や信義則違反があったとして、平成23年3月15日付で、当社に対し金5億円の損害賠償などを求める訴訟を提起しました。その後、控訴人は、平成24年6月28日付で、請求金額を金203,458千円に減縮する訴え変更の申し立てを行いました。当社は、訴え変更の前後を問わず、控訴人の請求を全面的に争ってきました。

他方、当社も控訴人に対して、本件賃貸借契約に伴って差し入れた敷金28,386千円の返還を求める反訴を提起しておりましたが、控訴人も、当社の請求を全面的に争ってきました。

平成24年10月11日、大阪地方裁判所において、控訴人の当社に対する本訴請求を棄却するとともに、当社の控訴人に対する反訴請求を認容する判決が言い渡されましたが、当該判決を不服とした控訴人が、平成24年10月24日、大阪高等裁判所に対して控訴を提起いたしました。

当社は、控訴人の控訴をいずれも棄却するよう求めておりましたところ、今般、大阪高等裁判所から和解の勧告がなされたことから、その是非について検討しましたが、本件訴訟は訴え提起から既に2年近くが経過している上に、訴訟を継続した場合に要する時間及び費用等を総合的に勘案すると、裁判所による和解案を受け入れ、早期に抜本的な解決を図ることが得策であるとの判断に至り、平成25年2月25日付で訴訟上の和解を成立させるに至りました。

3. 和解の概要

- (1) 控訴人による本訴請求に関して、当社が控訴人に対して解決金200万円を支払うことにより、控訴人は当社に対するその余の請求を放棄する。
- (2) 当社は控訴人に対する反訴請求を放棄する。
- (3) 訴訟費用は通じて各自の負担とする。

4. 今後の見通し

本件和解に伴い、平成25年3月期に下記の対応を行う予定であります。

(1) 特別損失の計上

- ・平成25年3月期第4四半期において本訴解決金2,000千円及び反訴敷金28,386千円の請求放棄額 計30,386千円の特別損失を計上予定であります。

(2) 特別利益の計上

本件和解に伴う上記特別損失の発生に伴い代表取締役社長 畑中浩より下記の申出があり、取締役会で承認されました。

- ・畑中浩代表取締役社長の役員退職慰労引当金29,040千円を全額辞退し特別利益を計上する。
- ・特別損失30,386千円と特別利益29,040千円との差額1,346千円については畑中浩代表取締役社長が役員報酬より返還する。

(3) 業績への影響

本件和解に伴う上記の特別損失、特別利益の計上により当社の業績への影響は無いものと判断しておりますが、今後開示の必要性が生じた場合は速やかに開示いたします。

以 上